

## 企業版ふるさと納税（人材派遣型）を活用した人事交流協定書

三木市（以下「甲」という。）と第一生命保険株式会社（以下「乙」という。）とは、企業版ふるさと納税（人材派遣型）を活用した人事交流を行うことに合意し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、企業版ふるさと納税（人材派遣型）の仕組みを活用して、三木市が、企業の人材を任期付職員として採用し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を実施することで地方創生の一層の充実・強化を図ることを目的とする。

### （事業内容）

第2条 甲は、前条に規定する目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を実施する。

- （1）市制施行70周年記念事業
- （2）官民連携事業
- （3）その他 地方創生の推進に寄与する事業

### （職員の身分）

第3条 甲は、乙から転籍となる人材を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間、一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成18年三木市条例第6号）第2条第2項の規定により任期付職員として採用する。

### （協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、その所管事務の遂行上必要があると認める場合には、任期付職員の同意のもと甲乙協議の上、採用した日から3年を超えない範囲内において任用期間を更新することができる。

### （秘密保持）

第5条 本協定に基づき、甲及び乙が知り得た相手方の事業上の秘密及び情報については、本協定の目的以外の目的に使用しないものとし、第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。なお、本条の規定は、本協定終了後も有効に存続する。

(協定の解除)

第6条 甲及び乙において、本協定の各条項の一に違反し、又は公序良俗に反する行為等、社会的信用を失墜する事態が発生した場合、相手方は、本協定の有効期間内であっても、ただちに本協定を解除することができる。

(その他協議事項)

第7条 本協定に定めのない事項については、本協定の趣旨を踏まえて、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

上記協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年3月24日

(甲) 兵庫県三木市上の丸町10番30号

三木市

三木市長

(乙) 東京都千代田区有楽町1-13-1

第一生命保険株式会社

明石支社 支社長